

変更後				
1. 基本的な事項				
略				
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	
		<u>移住・定住促進事業</u> <u>人口減少に歯止めをかけ、都市部等からの移住促進を図るため、情報発信の強化、移住相談会の開催、お試し住宅の運営、移住相談員の設置等を実施する。</u> (事業の必要性) <u>人口減少が進む中、移住者の確保は、人口の増加並びに人材確保の観点からも必要である</u> (見込まれる効果) <u>移住者の増加</u>	市	追加
3. 産業の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略		
		農地整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型) 松崎地区 区画整理 A=81.0ha 畑かん A=81.0ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		<u>県単独土地改良調査費負担金事業</u> <u>県営土地改良事業(かんがい排水、畑総、経営体育成、広域農道等)の実施予定地区において、計画策定のための現況調査、土壌調査、営農計画調査、事業計画書作成(更新・修正)を行うもの。</u>	県	追加
		<u>農業経営高度化支援事業</u> <u>三会原土地改良区第3地区への補助金</u> <u>地区の担い手への農地集積の増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合額を交付する事業で、農家負担軽減のための助成を行うもの。</u>	土地改良区	追加
		ため池整備事業 (寺中、山之内、古屋地、清水、植松) 決壊の危険性が高いため池を整備し、防災機能を継続的に発揮させることにより、農村住民の生命・財産を守る。	県	
		略		

変更前				
1. 基本的な事項				
略				
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	
		追加		
3. 産業の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略		
		農地整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型) 松崎地区 区画整理 A=81.0ha 畑かん A=81.0ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		追加		
		追加		
		ため池整備事業 (寺中、山之内、古屋地、清水、植松) 決壊の危険性が高いため池を整備し、防災機能を継続的に発揮させることにより、農村住民の生命・財産を守る。	県	
		略		

変更後				
2産業の振興	(1) 基盤整備 (林業)	略		
	(1) 基盤整備 (水産業)	略		
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤整備事業（機能保全工事） 漁港施設において老朽化しているものもあり、施設の長寿命化及び施設の機能保全を図るため、調査業務を委託し、施設の更新に係る計画書を作成する。 計画書に基づき、実施設計を行い保全工事を実施してゆく。	市	
		<u>農山漁村地域整備交付金（漁港漁村環境整備事業（漁村再生交付金事業））</u> <u>有明海特有の干満差が大きいことから陸揚げ・準備などの作業効率が悪く、高齢者や女性の漁業従事者にとって重労働かつ危険性が伴っている。よって、浮体式係船岸の設置により労働環境の改善を図る。</u>	市	追加
(9) 観光又はレクリエーション	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略			
	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 （事業の必要性） 有害鳥獣（イノシシ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 （見込まれる効果） 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会		
	人・農地プラン事業（R5から地域計画推進事業、（農業次世代事業分離）） 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人・農地プラン見直し支援、 <u>地域計画策定・推進</u> ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ （事業の必要性） 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 （見込まれる効果） 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市		
	<u>農業次世代人材投資事業（R4以降の認定は「経営開始資金」）</u> <u>※R5から人・農地プラン事業より分離</u> <u>次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る</u> <u>1年～3年 年間150万円</u> <u>4年～5年 年間120万円</u> <u>※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行</u> （事業の必要性） 地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。 （見込まれる効果） <u>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。</u>	農業者	追加	

変更前				
2産業の振興	(1) 基盤整備 (林業)	略		
	(1) 基盤整備 (水産業)	略		
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤整備事業（機能保全工事） 漁港施設において老朽化しているものもあり、施設の長寿命化及び施設の機能保全を図るため、調査業務を委託し、施設の更新に係る計画書を作成する。 計画書に基づき、実施設計を行い保全工事を実施してゆく。	市	
				追加
(9) 観光又はレクリエーション	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略			
	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 （事業の必要性） 有害鳥獣（イノシシ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 （見込まれる効果） 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会		
	人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人・農地プラン見直し支援、 <u>地域計画策定・推進</u> ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ （事業の必要性） 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 （見込まれる効果） 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市		
			追加	

変更後				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	略		
		<p>土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。</p> <p><u>土地改良区合同事務所支援事業</u> <u>土地改良区合同事務所の運営費を補助する。</u> (事業の必要性) <u>農業者の所得向上を図る中、合同事務所運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。</u> (見込まれる効果) <u>運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。</u></p>	改良区	
		<p>測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。</p>	市	
		略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	<p>高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業15万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。</p> <p>特産品PR催事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。</p>	高等学校	追加
	略	市		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略			
(11) その他	略			

(4) 略

変更前				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	略		
		<p>土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。</p>	改良区	
		略	追加	
		<p>測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。</p>	市	
		略		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	<p>高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。</p> <p>特産品PR催事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。</p>	高等学校		
	略	市		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略			
(11) その他	略			

(4) 略

変更後

4. 地域における情報化

略

(1) ~ (3) 略

5. 交通施設の整備、交通樹段の確保

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4交通施設の整備、交通手段の確保、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略			
		萩原1号線改良工事 L=320m W=3.0m	市		
		制札江里線改良工事 L=150m W=6.0m	市	追加	
		弁天町線改良工事 L=50m W=12.0m	市	追加	
		広馬場1号線改良工事 L=35m W=5.0m	市	追加	
		札の元白谷線改良工事 L=350m W=7.0m	市	追加	
		城内1号線改良舗装工事 L=90.0m W=6.0m	市	追加	
		城内8号線改良舗装工事 L=90.0m W=5.0m	市	追加	
		向ノ原・甲石線路肩維持工事 L=250m W=3.0m	市		
		略			
	札の元白谷線路肩維持工事 L=300m W=3.5m	市			
	外港・大手広場線路肩維持工事 L=600m W=15.0m	市	追加		
	出口・行分線側溝維持工事 L=60.0m W=5.0m	市	追加		
	上の町2号線舗装維持工事 L=60.0m W=7.5m	市	追加		
	鎌田7号線舗装維持工事 L=60.0m W=7.5m	市	追加		
	小山1号線舗装維持工事 L=640.0m W=5.5m	市	追加		
	道路照明灯機器取替維持工事 N=200か所	市			
	略				
	(1)市町村道 (橋りょう)	略			
		道路メンテナンス事業 橋梁調査設計業務委託 N=4橋	市		
道路メンテナンス事業 橋梁補修工事 白水川橋		市			
道路メンテナンス事業 橋梁補修工事 成山橋		市	追加		
コナコ橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m		市			
玉姫橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m		市	追加		

変更前

4. 地域における情報化

略

(1) ~ (2) 略

5. 交通施設の整備、交通樹段の確保

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略		
		萩原1号線改良工事 L=320m W=3.0m	市	
		追加		
	向ノ原・甲石線路肩維持工事 L=250m W=3.0m	市		
	略			
	札の元白谷線路肩維持工事 L=300m W=3.5m	市		
	追加			
	道路照明灯機器取替維持工事 N=200か所	市		
	略			
(1)市町村道 (橋りょう)	略			
	道路メンテナンス事業 橋梁調査設計業務委託 N=4橋	市		
	道路メンテナンス事業 橋梁補修工事 N=4橋	市		
	追加			
	コナコ橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m	市		
	追加			

変更後					
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道(橋りょう)	北川橋梁改修工事 L=9.0m W=3.7m	市	追加	
	(2)農道	略			
	(5)鉄道施設等(鉄道施設)	略			
	(9)過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)	略			
	(9)過疎地域持続的発展特別事業(交通施設維持)	略			
6. 生活環境の整備					
略					
(1)～(2) 略					
(3) 計画					
区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5生活環境の整備	(1)水道施設(上水道)	略			
	(2)下水処理施設(その他)	略			
	(3)廃棄物処理施設(し尿処理施設)	略			
	(4)火葬場	略			
	(5)消防施設	消防詰所建設事業 令和4年 島原市消防団第14分団詰所・格納庫新築工事 令和7年 島原市消防団第8分団詰所・格納庫新築工事		市	
		消防自動車購入事業 令和4年 島原市消防団第10分団ポンプ自動車更新 令和5年 島原市消防団第16分団ポンプ自動車更新 令和6年 島原市消防団第15分団ポンプ自動車更新 令和7年 島原市消防団第19分団ポンプ自動車更新		市	
		防火水槽整備事業 耐震性貯水槽(40㎡型) 2基		市	
		消火栓設置事業 新設及び布設替え工事 20基		市	
		消防施設・機械器具整備事業費 消防指令システム更新	一部事務組合	追加	
		防災行政無線設備整備事業 防災行政無線設備の更新	市	追加	
(6)公営住宅	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(生活)	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(危険施設撤去)	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	略				
(8)その他	広馬場下公有水面埋立整備事業		市		
	削除				
	公園施設トイレ便器修繕 身障者トイレ便器修繕 10箇所 身障者トイレの便座を温水洗浄機能付き便座に変更しコロナ対策と公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように修繕を行う。		市		
	略				

変更前					
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道(橋りょう)			追加	
	(2)農道			略	
	(5)鉄道施設等(鉄道施設)			略	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)			略	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業(交通施設維持)			略	
6. 生活環境の整備					
略					
(1)～(2) 略					
(3) 計画					
区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5生活環境の整備	(1)水道施設(上水道)	略			
	(2)下水処理施設(その他)	略			
	(3)廃棄物処理施設(し尿処理施設)	略			
	(4)火葬場	略			
	(5)消防施設	消防詰所建設事業 令和4年 島原市消防団第14分団詰所・格納庫新築工事 令和5年 島原市消防団第8分団詰所・格納庫新築工事		市	
		消防自動車購入事業 令和4年 島原市消防団第10分団ポンプ自動車更新 令和5年 島原市消防団第15分団ポンプ自動車更新 令和6年 島原市消防団第16分団ポンプ自動車更新 令和7年 島原市消防団第19分団ポンプ自動車更新		市	
		防火水槽整備事業 耐震性貯水槽(40㎡型) 2基		市	
		消火栓設置事業 新設及び布設替え工事 20基		市	
				追加	
				追加	
(6)公営住宅	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(生活)	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(危険施設撤去)	略				
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	略				
(8)その他	広馬場下公有水面埋立整備事業		市		
	広馬場下公有水面埋立多目的広場整備事業		市		
	公園施設トイレ便器修繕 身障者トイレ便器修繕 10箇所 身障者トイレの便座を温水洗浄機能付き便座に変更しコロナ対策と公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように修繕を行う。		市		
	略				

変更後				
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
略				
(1)～(3) 略				
8. 医療の確保				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、 島原市、 雲仙市、 南島原市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドック(令和4年度～後期高齢者を除く)を実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	
		病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群 輪番制病院	
略				
9. 教育の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	略		
		中学校受変電設備更新工事	市	

変更前				
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
略				
(1)～(2) 略				
8. 医療の確保				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、 島原市、 雲仙市、 南島原市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドック を実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	
		病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群 輪番制病院	
略				
9. 教育の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	略		
		中学校受変電設備更新工事	市	

変更後				
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	小学校体育館床張替工事	市 追加	
		中学校体育館床張替工事	市	
		略		
	(3) 集会施設、体育施設等 (公民館)	公民館整備事業 7 公民館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事、設備 等点検	市	
		略		
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	略		
		体育施設LED照明更新事業	市	
		体育施設高圧受変電設備改修事業	市 追加	
		島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		略		
		島原復興アリーナメインアリーナ空調修繕	市	
		島原復興アリーナシャワー室ガス給湯器取替修繕	市 追加	
		島原復興アリーナ監視カメラ購入	市 追加	
		島原市営平成町多目的広場芝管理機械購入	市	
		略		
		島原市営陸上競技場写真判定機購入	市	
		島原市営陸上競技場北側入口カラー舗装修繕	市 追加	
		島原市営陸上競技場貯水用タンク加圧ポンプ修繕	市 追加	
		島原市営陸上競技場スプリンクラー購入	市	
		島原市営陸上競技場スターティングブロック	市 追加	
		島原市営陸上競技場公認用物品一式	市 追加	
		島原市営球場スプリンクラー購入	市	
		島原市営球場バッティングゲージ購入	市 追加	
		島原市営球場レフト側門扉取替修繕	市 追加	
		島原市営総合運動公園庭球場擁壁修繕	市 追加	
	島原市営霊丘公園体育館・弓道場ガラス飛来防止鉄格子修繕	市		
	略			
	島原市営霊丘公園体育館アリーナ床リコーティング	市		
	島原市営霊丘公園庭球場 扉 及びコートフェンス改修工事	市		
	島原市立有馬武道館2階床リコーティング	市		
略				
有明プール給水・給湯設備設置・扉修繕	市			
有明プール水槽送水用ポンプ修繕	市 追加			
有明プール幼児プール用熱交換器取替修繕	市 追加			
有明プール更衣室、トイレ、ロビー等換気扇修繕	市			

変更前				
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	追加		
		中学校体育館床張替工事	市	
		略		
	(3) 集会施設、体育施設等 (公民館)	公民館整備事業 7 公民館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事、設備 等点検	市	
		略		
	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	略		
		体育施設LED照明更新事業	市	
		追加		
		島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		略		
		島原復興アリーナメインアリーナ空調修繕	市	
		追加		
		追加		
		島原市営平成町多目的広場芝管理機械購入	市	
		略		
		島原市営陸上競技場写真判定機購入	市	
		追加		
		追加		
		島原市営陸上競技場スプリンクラー購入	市	
		追加		
		追加		
		島原市営球場スプリンクラー購入	市	
		追加		
		追加		
		島原市営霊丘公園体育館アリーナ床リコーティング	市	
	島原市営霊丘公園庭球場 扉 コートフェンス	市		
	島原市立有馬武道館2階床リコーティング	市		
	略			
	有明プール給水・給湯設備設置・扉修繕	市		
	追加			
追加				
有明プール更衣室、トイレ、ロビー等換気扇修繕	市			

変更後				
8教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	略		
		島原市宮平成町人工芝グラウンド芝張替	市	
		島原市宮平成町人工芝グラウンド北側スタンド裏休憩所屋根修繕	市	追加
		島原市宮平成町人工芝グラウンドかんたんテント及び加重プレート	市	追加
	島原市宮平成町人工芝グラウンド屋外トイレ設置	市		
	略			
	(3)集会施設、体育施設等 (図書館)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略		
		不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てる。	市	
中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 差遣費 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。		市中学校 体育連盟		
中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具の 購入費 や、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。		各中学校 部活動 振興会		
中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。		市中学校 体育連盟		
長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 差遣費 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟			

変更前				
8教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	略		
		島原市宮平成町人工芝グラウンド芝張替	市	
		追加		
		追加		
	島原市宮平成町人工芝グラウンド屋外トイレ設置	市		
	略			
	(3)集会施設、体育施設等 (図書館)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略		
		不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てる。	市	
中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 弁当代 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。		市中学校 体育連盟		
中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具を そろえたり 、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。		各中学校 部活動 振興会		
中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。		市中学校 体育連盟		
長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 弁当代 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟			

変更後			
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校保健会
	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略	
	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	
	スポーツ大会出場支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ 奨励金を交付 する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	
	島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	
略			
	日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	
	2024日本スポーツマスターズ長崎県大会事業 (事業の必要性) <u>競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典であり、フェアプレー精神で競い合いながらスポーツに親しまふことにより、スポーツの推進と生きがいのある社会の形成、健全な心身の維持・向上に寄与する。</u> (見込まれる効果) <u>本市が目指すスポーツ交流人口の推進と地域経済活性化を図る。</u>	市	追加

変更前			
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校保健会
	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略	
	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	
	全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ 派遣費を補助 する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	
	島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	
略			
	日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	
			追加

変更後				
8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	全国高等学校総合体育大会事業 (事業の必要性) 教育活動の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、高校生生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する。 (見込まれる効果) 本市が目指すスポーツ交流人口の推進と地域経済活性化を図る。	市	追加
10. 集落の整備				
略				
(1)～(3) 略				
11. 地域文化の振興等				
略				
(1)～(3) 略				
12. 再生可能エネルギーの利用の推進				
略				
(1)～(3) 略				
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
略				
(1)～(3) 略				
事業計画 過疎特別事業分				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることを期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		移住・定住促進事業 人口減少に歯止めをかけ、都市部等からの移住促進を図るため、情報発信の強化、移住相談会の開催、お試し住宅の運営、移住相談員の設置等を実施する。 (事業の必要性) 人口減少が進む中、移住者の確保は、人口の増加並びに人材確保の観点からも必要である。 (見込まれる効果) 移住者の増加	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		

変更前				
8教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)			追加
10. 集落の整備				
略				
(1)～(2) 略				
11. 地域文化の振興等				
略				
(1)～(2) 略				
11. 地域文化の振興等				
略				
(1)～(2) 略				
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
略				
(1)～(2) 略				
事業計画 過疎特別事業分				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	略		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることを期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
				追加
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		

変更後				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		人・農地プラン事業 (R5から地域計画推進事業、(農業次世代事業分離)) 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人・農地プラン見直し支援、 <u>地域計画策定・推進</u> ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		<u>農業次世代人材投資事業 (R4以降の認定は「経営開始資金」)</u> <u>※R5から人・農地プラン事業より分離</u> <u>次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る。</u> 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行 (事業の必要性) <u>地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。</u> (見込まれる効果) <u>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。</u>	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		分筆図作成公共嘱託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 以前市単独土地改良事業等により整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件が解消される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人・農地プラン見直し支援、 <u>地域計画策定・推進</u> ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		<u>農業次世代人材投資事業 (R4以降の認定は「経営開始資金」)</u> <u>※R5から人・農地プラン事業より分離</u> <u>次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る。</u> 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行 (事業の必要性) <u>地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。</u> (見込まれる効果) <u>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。</u>		追加
		経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		分筆図作成公共嘱託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 以前市単独土地改良事業等により整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件が解消される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更後				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	当該施策の効果は将来に及ぶ
		土地改良区合同事務所支援事業 土地改良区合同事務所の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、合同事務所運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	合同事務所	当該施策の効果は将来に及ぶ
		測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業15万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等学校	当該施策の効果は将来に及ぶ	
	特産品PR催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ	
	略			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		
	3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	略	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	略		
	4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略	

変更前				
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	当該施策の効果は将来に及ぶ
		追加		
		測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	略			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等学校	当該施策の効果は将来に及ぶ	
	特産品PR催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ	
	略			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		
	3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	略	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	略		
	4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略	

変更後				
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略		
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	略		
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	略		
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	略		
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドック(令和4年度～後期高齢者を除く)を実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群 輪番制病院	当該施策の効果は将来に及ぶ	
略				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	略		
	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適應する力を育てる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ	

変更前				
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略		
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	略		
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	略		
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	略		
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドックを実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群 輪番制病院	当該施策の効果は将来に及ぶ	
略				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	略		
	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適應する力を育てる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ	

変更後				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 送還費 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具の 購入費 や、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 送還費 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校 保健会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
略				
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略			
	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	

変更前				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 弁当代 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具を そろえたり 、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、 弁当代 等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校 保健会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
略				
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略			
	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	

変更後				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	スポーツ大会出場支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ奨励金を交付する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等へ出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	当該施策の効果は将来に及ぶ
		略		
		日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		2024日本スポーツマスターズ長崎県大会事業 (事業の必要性) 競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典であり、フェアプレー精神で競い合いながらスポーツに親しむことにより、スポーツの推進と生きがいのある社会の形成、健全な心身の維持・向上に寄与する。 (見込まれる効果) 本市が目指すスポーツ交流人口の推進と地域経済活性化を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		全国高等学校総合体育大会事業 (事業の必要性) 教育活動の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する。 (見込まれる効果) 本市が目指すスポーツ交流人口の推進と地域経済活性化を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	略		
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	略		
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		略		

変更前				
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ派遣費を補助する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等へ出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	当該施策の効果は将来に及ぶ
		略		
		日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		追加		
		追加		
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	略		
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	略		
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		略		